

第二六回

参第一一号

公営住宅法の一部を改正する法律（案）

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条」に改める。

第一条中「住宅に困窮する低額所得者」を「住宅に困窮する者」に改める。

第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第三条中「低額所得者の」を削る。

第五条第二項中「するように努めなければならない。」を「行わなければならない。」に改め、同条に次の二項を加える。

- 4 事業主体は、床面積を異にする数種の公営住宅を建設するように努めなければならない。
- 5 公営住宅又は共同施設と公営住宅及び共同施設以外のものをあわせて一の建築物として建設することが土地の合理的利用及び災害の防止に寄与すると認められる場合においては、事業主体は、当該建築物の一部として公営住宅の建設又は共同施設の建設をするように努めなければならない。

第七条第一項中「公営住宅の建設」の下に「又は共同施設の建設」を加え、「第一種公営住宅の建設についてはその費用の二分の一、第二種公営住宅の建設についてはその費用の三分の二」を「その費用の十分の七」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第八条第一項本文中「住宅に居住していた低額所得者」を「住宅に居住していた者」に、「第二種公営住宅」を「公営住宅」に、「三分の二」を「十分の七」に改め、同条第二項中「第七条第一項及び第二項の規定による補助率の区分に従い、」を削り、「費用」を「費用の十分の七」に改め、同条第三項中「第七条第三項」を「前条第二項」に改める。

第十一条中「及び第十二条に規定する公営住宅の建設に要する費用の償却の条件」を削る。

第十二条の見出しを「(家賃)」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項を次のように改める。

公営住宅の家賃の額は、政令で定めるところにより算出した入居者及びその同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下第十八条第二項及び第三項において同じ。）の月収の合計額に百分の十を基準として事業主体が条例で定める割合を乗じて得た額とする。

第十三条を削り、第十三条の二の見出しを「(家賃の減免等)」に改め、同条中「家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。」を「家賃を減免し、又は家賃若しくは敷金の徴収を猶予することができる。」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条ただし書中「三月分の家賃に相当する金額」を「入居者がその公営住宅に最初に入居するときにおける三月分の家賃に相当する金額」に改める。

第十七条第二号本文中「毎月政令で定める基準の収入のある者」を「政令で定めるところにより算出した月収の額が政令で定める額以下の者」に改める。

第十八条を次のように改める。

(入居者の選定等)

第十八条 事業主体の長は、第十六条の規定により応募した者のうち前条各号の条件を具備する者を、政令で定めるところにより、あらかじめ登録しなければならない。

2 事業主体の長は、前項の規定により登録されている者のうちから、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その者の住宅の困窮度、その者と同居する親族の員数及び当該公営住宅の床面積並びにこれらの者の通勤等の利便を考慮して、公営住宅の入居者を選定しなければならない。

3 事業主体の長は、公営住宅の入居者及びその同居の親族の員数に増減があつた場合は、増減後の員数に應ずる床面積を有する他の公営住宅に、当該入居者を移転させるように努めなければならない。

第十九条第一項及び第二十条（見出しを含む。）中「選考方法」を「選定の方法」に改める。

第二十四条を削り、第二十四条の二を第二十四条とする。

第三十条を削る。

附則第三項各号列記以外の部分中「左の各号に掲げるところにより、第一種公営住宅又は第二種公営住宅とみなして、」を「公営住宅とみなして、」に、「及び第七条」を「、第七条、第十二条及び第十四条但書」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

附則第四項を次のように改める。

4 削除

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に事業主体が管理している公営住宅（公営住宅法附則第三項の規定により公営住宅とみなされる住宅を含む。以下第五項までにおいて同じ。）の家賃又は敷金に関しては、この法律による改正後の公営住宅法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律施行前にこの法律による改正前の公営住宅法第二十四条第一項の規定により事業主体が建設大臣の承認を得て譲渡すべきものと決定した公営住宅又は共同施設の処分については、なお従前の例による。

4 第二項に規定する公営住宅の入居者から徴収すべき家賃の額が、当該公営住宅についてこの法律による改正後の公営住宅法第十二条の規定の適用があるとすればその者から徴収すべき家賃の額に相当する額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、事業主体

は、当該家賃の額に相当する額まで当該入居者から徴収すべき家賃の額を減額しなければならない。

5 国は、当分の間、事業主休に対し、事業主体が前項の規定により公営住宅の家賃の額を減額したことにより生じた収入の不足額に相当する額を補助することができる。

6 前項の規定により補助すべき額の算定基準その他同項の補助に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項各号列記以外の部分中「公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第四号に規定する第二種公営住宅で」を削り、「公営住宅法第七条第三項」を「公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第七条第二項」に改める。

理 由

現下の住宅難にかんがみ、公営住宅の供給の増加を図るため、公営住宅の建設についての国の補助率を引き上げ、かつ、公営住宅の家賃の算定方法を改めて家賃を入居者の収入に応ずるものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、公営住宅建設三箇年計画の内容によつて決定される。昭和三十三年度において五万戸を建設するものとするれば、その所要額は、約百五十億円である。